

議第250号

調停の成立について

次のように調停を成立させる。

平成22年 2月17日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

| | |
|-----------|--|
| 事 件 名 | 京都簡易裁判所平成21年（ノ）第206号損害賠償請求調停事件 |
| 申 立 人 | |
| 事 件 の 内 容 | <p>申立人は、本市が管理する府道下鴨静原大原線（以下「本件道路」という。）を自転車で走行中に、本件道路を横断する溝に設置されていた溝ぶた同士のすき間に当該自転車の前輪がはまり込んで転倒し、傷害を負うとともに、当該自転車の破損等の損害を受けた。</p> <p>そこで、申立人が、本件事故は、本市の本件道路の管理に^{かし}瑕疵があったことにより発生したものであるとして、本市に対し、3,014,242円の損害賠償金の支払を求める調停を申し立てたものである。</p> |
| 調 停 の 内 容 | <ol style="list-style-type: none">1 本市は、申立人に対し、本件事故について、和解金として金812,886円の支払義務があることを認める。2 本市は、申立人に対し、前項記載の金員を、平成22年4月末日限り、申立人が別途指定する金融機関の口座に振り込む方法により支払う。ただし、振込手数料は、本市の負担とする。3 申立人と本市は、本調停条項に定めるほか本件事故に関し何らの債権債務がないことを相互に確認する。4 調停費用は、各自の負担とする。 |

提案理由

調停を成立させる必要があるので提案する。